

公 募 公 告

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、食堂の営業を希望する者について、次のとおり公募する。

令和7年1月30日

法務省所管国有財産部局長
徳島地方法務局長 田 中 和 明

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 徳島地方合同庁舎食堂経営業務
- (2) 募集業者 1者(社)
- (3) 営業期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 業務の内容

公募説明書及び仕様書による。

3 施設の概要

- (1) 所在地・利用可能施設部分
公募説明書及び仕様書による。
- (2) その他
当方の算出基準による施設使用料、光熱水料その他これに準ずるものは、出店者の実費負担とする。

4 公募参加資格

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

5 応募申込方法

公募に参加を希望する者は、6(2)の担当部署において、令和7年2月13日(木)午後5時までに公募説明書及び仕様書の交付を受けた上で、企画提案書等の必要な書類を7の提出期限までに6(2)の担当部署へ提出すること(郵送可。ただし、郵送による場合には書留郵便とし、7の提出期限内必着とする。)

6 公募説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 令和7年1月30日(木)から令和7年2月13日(木)までの土曜、日曜を除く平日の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所は、次の担当部署とする。

担当部署 〒770-8512

徳島市徳島町城内6番地6

徳島地方合同庁舎 3階

徳島地方法務局会計課主計係 (担当 持田)

(TEL) 088-622-4370(直通)

7 企画提案書等の提出期限

令和7年2月13日(木)午後5時まで

8 その他

本公告に示した公募参加資格のない者の企画提案書等は無効とする。